

2017年度国の政策に対する中小企業家の重点要望・提言

2016年6月 中小企業家同友会全国協議会

1. 中小企業憲章を国会決議とし、その内容を実現する

- (1) 政府が閣議決定した中小企業憲章を国民全体の認識とし、その内容を実現するために、次のことを要望する。①中小企業憲章を国民の総意とするため、国会決議をめざす。②中小企業を軸とした経済政策の戦略立案などを進めるため、首相直属の省庁横断的機能を発揮する会議体を設置する。③中小企業担当大臣を設置する。④中小企業庁の中小企業省への昇格。⑤中小企業庁の移転などその在り方に関わることは、中小企業の声聞き、慎重に検討すること。
- (2) 中小企業憲章の理念の実現の具体化のために毎年、中小企業重視計画と実現事項の検証を行うこと。

2. 公正・公平な税制を目指して

- (1) 2017年4月からの消費税率の10%の引き上げは、ふたたび消費の停滞を招き不況のさらなる長期化を導くことになる。また複数税率が導入されれば事務負担は膨大なものとなりことさら中小・小規模企業に傾斜的に重いものとなる。経済再生を最優先し消費税率の10%の引き上げを凍結すること。
- (2) 恒久的に所得1,500万円まで11%（資本金1億円未満）の中小法人税率の導入を提案する。
- (3) 外形標準課税の対象企業を資本金1億円以下に拡大しないこと。固定資産税・都市計画税は担税能力に応じた方式にすること。償却資産税は、免税点方式ではなく基礎控除方式とし、現行免税点（150万円）を倍程度に引き上げること。
- (4) 政府税制調査会の委員・特別委員の構成に占める中小企業者の割合（1～2名）が極端に低い。わが国経済の根底を支える中小企業の現状をその答申等に反映させるためにも、政府税制調査会の構成メンバーに中小企業の代表を増員することを強く要望する。
- (5) 事実上の法人税負担率は、大企業（資本金10億円以上と連結法人）が19.6%、中堅企業（資本金1億円以上で10億円未満）が27.6%、中小企業（資本金1億円未満）が25.5%（2010年）、となっている。中小企業には一部軽減税率が適用されているにもかかわらず、大企業よりはるかに高い税負担率となっている。速やかにこの歪みを是正し、応能負担を原則とし、そこに法人税減税の財源を求めるべきである。

3. 中小企業が地域で仕事をつくりだすための支援の抜本的強化

- (1) 中小企業の新たな仕事づくりのため、官民が協力して必要な市場・産業を生み出す「需要創出のための中小企業政策会議（仮称）」を広範な中小企業の参加で設置すること。また、地域の大学や試験研究機関などを効果的に連携させ、中小企業の開発・事業化に対応できる体制の構築とそれを担う産業人材育成を推進すること。
- (2) ジェトロにとどまらず政府各省庁をあげて中小企業の海外展開のための現地の法律・税制・市場に通じたさらなる専門家活用への支援、海外見本市・展示会の拡充など進めること。現地企業の的確な信用情報が得られる態勢を整えること。
- (3) 観光の価値を医療・介護予防の効果的な価値に引上げることを通じて、観光振興をユニバーサルツーリズムの視点から再認識すること。中小企業におけるインバウンド需要の取り組みの支援を拡充するとともに、新たな観光産業の育成をめざすこと。

4. 安心して働ける社会保障・労働環境の整備を

- (1) 厳しさを増す不況の中での社会保険料の従業員と事業主の負担の増大は中小企業経営を直撃する。協会けんぽの財政は悪化し、保険料率は10%（全国平均）で推移している。また、大企業の健保組合や公務員の共済組合との格差も拡大している。協会けんぽへの国庫補助率は、健康保険法の本則上限の20%へ引き上げ、中小企業の負担軽減を図ること。
- (2) 年金制度の抜本的見直しにあたっては、膨大な積立金の運用実績の情報公開を徹底して行うなど、現在の年金制度の問題点を具体的に国民に明らかにしながら、その積立金の取り崩しも含め、年金、医療、介護保険など安心して働ける社会保障制度全体をどう構築していくか、早急に提言すること。

5. 中小企業憲章に基づく教育環境の重視、就職活動のルールについて

- (1) 中小企業憲章に基づき、中小企業についての正確な認識がはかられるように学校教育等では中小企業の最新の実態に基づいた正確な姿を教えること。その一環として中小企業の経営者を授業の講師とすること及び教師が中小企業の現場で研修することを積極的に計画すること。徳島県教育委員会が新任教員を対象に、県中小企業家同友会の会員企業等での職業体験を導入していることなどを参考にすること。
- (2) 日本のものづくりの機能を保全するため、中学校以上の教育に、技術・技能教育を積極的に取り入れること。オーストラリアは1990年代後半以降、中等学校のなかに職業教育訓練の科目を設置し、現在、連邦全体の中等学校の9割以上が設置している。外部の職業教育訓練機関との連携を検討すること。
- (3) 一部経済団体が就職活動ルールを主導する現在のあり方に問題がある。政府・企業・学生・大学の幅広い代表が参加できる協議の場をつくり、規範意識を醸成し、ルールの実効化をはかること。中小企業の実態と声がルールづくりに反映されることを重視して取り組むこと。

6. エネルギーシフトで持続可能な社会を創造する

- (1) 持続可能な循環型社会をつくるため、省エネルギーと再生可能エネルギーの開発・転換及び原発の計画的廃炉化を目指すうえで大きな役割を担う中小企業を位置づけ、エネルギー自立化をめざすこと。
- (2) エネルギー政策を大転換し、エネルギーシフトで原子力・枯渇性資源に依存しない持続可能な社会を創造すること。電力事業体制は中央集権型から地域にある資源を活用して分散型エネルギー生産の戦略を重視した体制に移行すること。省エネ住宅など徹底した省エネの追求とコジェネレーションや地域冷暖房、再生可能エネルギーによる自立など都市計画が合体したエネルギーシフトを追求し、中小企業の仕事づくりにつなげること。
- (3) エネルギーの需要を合理的に制御する「エネルギーマネジメント」を家庭や中小企業が利用できるようにすること。そのためのエネルギーパスの導入、スマートメーターの導入促進、スマートグリッド（次世代送配電網）を構築すること。また年間のエネルギー消費量が概ねゼロになるゼロ・エネルギー住宅の普及促進をはかり中小企業の仕事づくりにつなげること。省エネ住宅へのリフォーム支援を実施すること。

7. 「金融機関の金融仲介能力の指標化」を実現させる

- (1) 金融庁で「金融機関の金融仲介能力の指標化」の検討が進められている。当会ではかねてより金融アセスメント制度を提唱しており、それらを含めて広く中小企業の声が反映された制度とすること。
- (2) 「経営者保証に関するガイドライン」の周知方を図るとともに、ガイドラインの活用に係る参考事例集を普及するなど、個人保証に依存しない融資についてさらなる活用促進を図ること。

以上